

令和7年度 軽自動車税(種別割)の税額

①原付(原動機付自転車)や125cc以上のバイクなどの車両

区 分		税率
原付	50cc以下	2,000円
	特定小型原動機付自転車	2,000円
	50cc超 90cc以下	2,000円
	90cc超 125cc以下	2,400円
	三輪以上(ミニカー) 50cc以下	3,700円
軽二輪 (125cc超 250cc以下)		3,600円
二輪の小型自動車 (250cc超)		6,000円
小型 特殊	農耕作業用	2,400円
	その他のもの(フォークリフト等)	5,900円

②軽四輪などの車両

初度検査年月によって適用される税率が異なります。(お手元の自動車検査証の「初度検査年月」欄をご覧ください。)また、平成28年度以降、初度検査から13年を経過した車両に対しては重課税率が適用されます。

令和7年度に重課税率が適用される車両は、平成24年3月以前に初度検査を受けた車両です。

区 分			税率		重課税率
			初度検査年月が 平成27年3月以前	初度検査年月が 平成27年4月以降	初度検査年月が 平成24年3月以前
三輪のもの			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	注1 8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※注1: 令和7年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例(一定の環境性能を有するものについて、その燃費性能に応じて、税率を軽課する特例措置)の該当車両の税率は、下表になります。

区 分 ※令和6年4月1日～令和7年3月31日に 初度検査を受けた車両(新車)に限る			税率(令和7年度)		
			天然ガス自動車 電気自動車など	令和2年度燃費基 準達成かつ令和12 年度燃費基準90% 達成車両	令和2年度燃費基 準達成かつ令和12 年度燃費基準70% 達成車両
三輪のもの(乗用営業用のみ対象)			1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	乗用	自家用	2,700円	—	—
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	—	—
		営業用	1,000円	—	—

○軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

○令和元年10月1日からの消費税の税率引き上げに伴い、自動車取得税が廃止される代わりに、軽自動車税が「環境性能割」と「種別割」に改正され、軽自動車の取得者に「環境性能割」が、軽自動車の所有者に「種別割」が課税されます。(地方税法第443条)
なお、所有形態によって、納税義務者が所有者と異なる場合もあります。